

建築士会【会員限定】

宅地建物取引業法の改正に伴う 既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度 のご案内

平素は、公益社団法人日本建築士会連合会の活動にご支援ご協力賜り御礼申し上げます。
さて、2018年4月1日より施行されました宅地建物取引業法の改正に伴い、昨年度より公益社団法人日本建築士会連合会の講習を受けた建築士に対して既存住宅状況調査技術者を証する修了証明書を交付しております。昨年度より、その業務に対応した「既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度」を創設いたしました。つきましては、加入方法について以下の通りご案内いたします。

記

加入手続きについて

(1) 加入は事務所単位となります。

「既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度のパンフレット」をご確認の上、本保険制度へ加入を希望される方は、パンフレットに同封されている「加入依頼書」へ必要事項を記入、捺印の上、返信用封筒にて事務局までご郵送ください。

なお、パンフレットは、下記のURLの[資料請求]ボタンからご請求ください。

<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/>

[日本建築士会連合会ホームページ] → [各種保険のご案内] → [資料請求]

- (2) 加入申込手続 …………… 毎月20日締め切り
- (3) 保険料振込期間 …………… 毎月25日締め切り
- (4) 加入者証送付予定 …………… 加入月（補償開始月の中旬頃）
- (5) 保険責任開始日 …………… 中途加入の場合は、保険料振込月の翌月1日

＜保険に関する問い合わせ先＞

取扱代理店：(株) エイアイシー 担当：小林、有江、安東

TEL: 03-6272-6206 FAX: 03-6272-6209

〒102-0083 東京都千代田区麴町3-3-8 丸増麴町ビル2階

引受保険会社：東京海上日動火災保険（株） 担当課：公務第一部公務第一課

既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度の概要

1. 保険の対象

平成29年国土交通省告示第81号第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者（以下、「既存住宅状況調査技術者」）が平成29年国土交通省告示第82号に定める既存住宅状況調査方法基準（以下「調査方法基準」）に従って行う平成29年国土交通省告示第81号第2条第4項に規定する既存住宅状況調査の業務に起因する損害賠償責任

2. 保険の概要

- (1) 保険契約者
公益社団法人 日本建築士会連合会
- (2) 被保険者
 - ・建築士会会員が経営または勤務・所属する事務所（記名被保険者）
 - ・記名被保険者の役員および使用人
 - ・記名被保険者に所属する「既存住宅状況調査技術者」
 - ・記名被保険者が「既存住宅状況調査」を再委託した場合の再委託先の事務所および所属する「既存住宅状況調査技術者」
- (3) 保険期間
2018年4月1日午後4時 ～ 2019年4月1日午後4時
- (4) 支払限度額
1請求あたり:1,000万円 保険期間中:1億円
- (5) 免責金額
1請求あたり:10万円
- (6) 掛金
 - ・初年度最低掛金:10,500円（最低保険料10,000円+制度運営費）
 - ・検査一件あたりの保険料:2,200円
 - ・けんばい既加入者は、上記保険料から10%割引（但し、最低保険料を下回る場合は最低保険料の3,000円を領収する）
 - ・制度運営費:500円 ※1
 - ・直近の12月末までの既存住宅状況調査業務の実施件数に基づき保険料を算出

3. 保険金をお支払いする主な事事故例

- ・住宅の買主は、購入予定物件の建物状況調査を調査員に依頼したが、内壁に酷い劣化があったにもかかわらず調査員はその劣化を見落としてしまった結果、適切な売買価格よりも高い価格での売買契約が成立してしまった。住宅購入後、当該劣化状況が明らかになり、買主から劣化を見落としたことに対し損害賠償請求を受けた。
- ・建物状況調査業務の検査中に誤って依頼主や通行人にケガを負わせてしまい、治療費等の損害賠償請求を受けた。
- ・建物状況調査業務の検査中に誤って、住宅の窓ガラスを破損してしまい、修理費等の損害賠償請求を受けた。

4. 保険金をお支払いできない主な事事故例

- ・新築住宅の検査を実施中に、水道管を傷つけ、建物が水浸しになってしまい損害賠償を受けた。
（新築住宅は、建物状況調査業務の対象外）
- ・地震で建物が損壊したため検証したところ、建物状況調査業務において誤りがあることが判明した。

このご案内は既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度（既存住宅状況調査業務特約等付帯専門的業務賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店におたずねください。

※1 発送事務費など、団体制度の維持・運営費のために加入者様より団体にお支払いいただいています。

病気やケガで

長期の無収入…

家族の生活費は

どうしよう？



建築士会会員のための共済補償制度

新 所得補償プラン

(所得補償特約・傷害補償(MS&AD型)特約・がん補償特約・疾病補償特約セット団体総合生活補償保険)(団体長期障害所得補償保険)
保険期間(ご契約期間)平成29年10月1日午後4時より1年間

詳しくはWEBで

建築士会連合会 新所得

検索



お申込み・お問合わせ (取扱代理店) 株式会社エイアイシー

TEL 0120-922-406

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸の内ビル2階

ご家族で
ご検討
ください

長期休職による収入ダウンは予想以上です。

病気やケガで働けなくなったときの
収入減のリスクを短期も長期もまとめてカバー

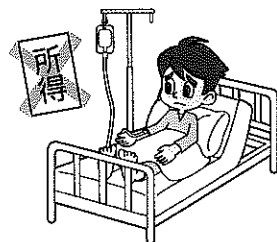
建築士会の **新** 所得補償プランの特長

1 団体割引 **20%**適用!

2 最長 **70才**までの長期補償!

基本コース+リレー補償(オプション)にご加入の場合

3 リレー補償・がん補償・疾病補償もオプションでご用意!



保険金お支払い例とご加入例



40才男性の場合

基本コース「BDタイプ」、リレー補償2口

交通事故にあい、180日間の入院。脊髄損傷による
半身不随のため就業不能となり、収入が途絶えた。

保険金お支払い例

70才

所得補償	リレー補償
基本コース	オプション
月額20万円 ×12か月	月額20万円 ×29年間
240万円	6,960万円

傷害入院保険金 1日5,000円×180日 90万円
傷害後遺障害保険金(※) 500万円

(※) 後遺障害等級第1級で認定された場合

保険金総額(予定) **7,790万円**

ご加入例

基本コース(BD) 3,440円
+ リレー補償(2口) 2,912円

合計月払掛金 **6,352円**



30才女性の場合

基本コース「ADタイプ」、リレー補償1口

肺がんが判明し、抗がん剤治療と手術を実施。
3年間の就業不能となった。

保険金お支払い例

3年後

所得補償	リレー補償
基本コース	オプション
月額10万円 ×12か月	月額10万円 ×2年間
120万円	240万円

保険金総額(予定) **360万円**

ご加入例

基本コース(AD) 1,830円
+ リレー補償(1口) 788円

合計月払掛金 **2,618円**

上記の掛金には制度運営費を含みます。制度運営費につきましては別途パンフレットをご参照ください。

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「新所得補償保険プラン」のパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。保険料に適用される割引およびその条件等についてはパンフレットをご覧ください。

〈幹事引受保険会社〉 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第一課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル TEL.03-6734-9608

東京海上日動火災保険株式会社

⚠ 日本建築士会連合会会員の皆様へ

<施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、建設工事保険>

中途加入
随時
受付中

NEWこうばい

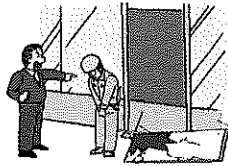
(工事総合補償制度)

賠償責任補償と建設工事補償がセットできる充実した補償です!

充実した補償内容 ~貴社を取り巻く下記のリスクを補償~

賠償責任補償

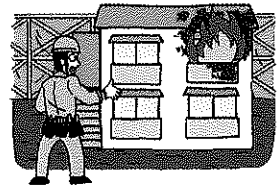
- 工事中だけでなく、完成引渡後その仕事の結果に起因して、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた場合の法律上の損害賠償リスクを補償
- 本社社屋や資材現場での法律上の損害賠償リスクを補償
- 工事発注者の法律上の損害賠償リスクや下請業者が起した事故の法律上の損害賠償リスクを補償 など



建設工事補償

工事現場での工事の目的物、材料、仮設物等に生じた損害リスクを補償

- 火災、落雷、破裂、爆発による損害
- 骨組の倒壊による損害
- 盗難による損害



など

お手続きが簡単!!

すべての工事を包括して補償します。個々の工事についての通知は不要ですのでお手続きが簡単です。

建築士会会員のための独自の掛金設定ですのでおすすめです。

賠償責任補償については「建築士賠償責任補償制度(けんばい)」にご加入されますと賠償責任補償の掛金(制度運営費部分を除く)が **5%**割引となります。

ご加入の資格

お申込みは日本建築士会連合会会員が経営する、または勤務する事業所単位(兼業の場合は施工部門)でのご加入となります。

保険期間(ご契約期間)

平成29年9月1日午後4時から1年間
※中途加入の場合の補償開始は、中途加入月からとなります。

中途加入の申込締切および補償開始日

毎月10日までに加入申込票を提出し当月25日までに初回分の掛金をお振込みいただければ、翌月1日より補償が開始し、保険終期は1年契約同様に平成30年9月1日午後4時となります。
※中途加入は毎月受付けています。

資料請求

- 下記にご記入のうえ、この用紙をそのままファックスしてください。後日、当制度取扱代理店よりパンフレットおよび申込書一式書類をご案内させていただきます。
- この保険は公益社団法人日本建築士会連合会を保険契約者とし、各建築士会の会員を加入者とする施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、建設工事保険の団体契約です。
- 施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、建設工事保険の普通保険約款・特約集および保険証券は保険契約者(公益社団法人日本建築士会連合会)に交付されます。
- このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「工事総合補償制度(NEWこうばい)」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明-注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

公益社団法人 日本建築士会連合会
共済補償制度係

FAX 03-3456-2067

貴社名				ご担当者	
住所	〒	—			
TEL				FAX	

公益社団法人 日本建築士会連合会 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館5階 TEL.03-3456-3273 <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

〈保険取扱代理店〉株式会社エイアイシー 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル 2階 TEL.03-6272-6206

〈引受幹事保険会社〉あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第一課 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和損保本社ビル TEL.03-6734-9608

(2017年10月承認) B17-102274

会員
限定

建築士賠償責任 補償制度 (けんばい)

設計・監理業務等のリスクに備えた
建築士会会員のための補償制度

改正建築士法、2015年6月25日施行 「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の 努力義務化(第24条の9)」

2014年度より、「法令基準未達補償」および「構造基準未達補償」の2つの補償を追加し、「滅失・破損」が発生しない場合でも一定の基準を満たさなかったために生じる損害賠償責任に対応できるように改定いたしました。

さらに、2016年度からは、耐震診断等の建物調査の遂行に起因して発生した対人・対物事故を補償する「建物調査遂行中の賠償責任補償」を、オプションとして追加いたしました。

設計・監理業務等 に起因する 損害賠償責任	滅失・破損 あり	建築設備が著しく本来の機能を発揮できない場合の補償 (給排水衛生設備、電気設備、空調設備、住宅の遮音性能)	従来の けんばい	↑ 本年度の 標準セットプラン ↓
	滅失・破損 なし			
		法令基準未達補償 2014年改定 ※補償対象外とすることも可能です。		
		構造基準未達補償 2014年改定		オプション
建物調査遂行中の賠償責任補償 2016年改定				オプション

- 法令基準未達補償
建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の有無にかかわらず、「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。
- 構造基準未達補償
建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の有無にかかわらず、「建築基準法第20条1、2、3号建築物」について、「建築基準法第20条に規定する構造基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。
- 建物調査遂行中の賠償責任補償
耐震診断等の建物調査業務中の偶然な事故により発生した対人・対物事故を補償します。ただし、建物調査業務の結果により発生した事故は補償の対象外となります。

ご加入はWebで

公益社団法人日本建築士会連合会
のホームページ

保険制度

2017年度
けんばい 新規加入の方。

このチラシは建築士賠償責任補償制度(けんばい)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築士賠償責任補償制度のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款によりますがご不明の点がありましたら、下記までご連絡ください。なお、保険の内容につきましては、取扱保険代理店よりご案内させていただきます。

公益社団法人 日本建築士会連合会
〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館 5階
TEL: 03-3456-3273 FAX: 03-3456-2067
http://www.kenchikushikai.or.jp/

取扱代理店 株式会社 エイアイシー
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル 2階
TEL: 03-6272-6206 FAX: 03-6272-6209
引受保険会社: (幹事) 東京海上日動火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社

会員
限定

建築士賠償責任補償制度
けんばい
勤務建築士用

建築士個人の責任が問われる!?
新たなリスクに備えて新登場。

2015年6月25日施行の改正建築士法において、「一定規模の建築物について、書面による契約締結が義務化」されたこと等により、建築士個人の責任が明確化され、賠償リスクが高まりつつあります。こうした新たなリスクへの対応を視野に入れた「けんばい勤務建築士用」を2016年1月1日より創設いたしました。

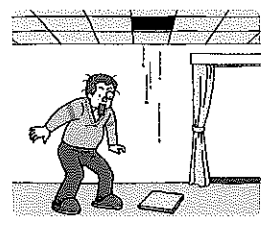
加入資格 建築士会会員であって、
被保険者 「建築士事務所に勤務する建築士(使用人または業務の補助者)」
※建築士事務所の代表者は加入できません。

建築士個人が訴えられるケース (想定事故例)

引渡し後の建物の天井裏に結露が発生し、天井化粧版が剥がれ落ちた。原因を調べたところ設計及び監理のミスであった。

上記事例の事故において、建築士事務所の使用人の建築士個人に対して損害賠償請求がなされた際に、本保険の対象となります。

- 被害者が、建築士事務所のみならず、設計監理を行った使用人の建築士個人に対しても損害賠償を請求した。
- 当時設計をした建築士事務所が既に廃業していたため、使用人であり実際に設計図書を作成した建築士個人に対して損害賠償請求がなされた。



建築士賠償責任補償制度(けんばい勤務建築士用)のメリット

- 1 建築士会会員のための補償制度です。
- 2 年間掛金5,000円[※]で1,000万円を限度として補償できます。
※上記掛金には保険料4,800円と制度運営費200円が含まれております。
※団体制度の維持・運営費のために各加入者様より団体に制度運営費(200円)をお支払いいただいております。
- 3 建築士事務所に勤務する建築士が、国内で遂行する建築物の設計・監理業務または法適合確認業務に起因して生じた事故が補償されます。

ご加入はWebで



このチラシは建築士賠償責任補償制度(けんばい勤務建築士用)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築士賠償責任補償制度のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款によりますがご不明の点がありましたら、下記までご連絡ください。なお、保険の内容につきましては、取扱保険代理店よりご案内させていただきます。

公益社団法人 日本建築士会連合会
〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館 5階
TEL: 03-3456-3273 FAX: 03-3456-2067
<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

取扱代理店 **株式会社 エイアイシー**
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル 2階
TEL: 03-6272-6206 FAX: 03-6272-6209
引受保険会社: (幹事) 東京海上日動火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社

人にやさしい街づくりの推進に関する 条例施行規則が改正されました！

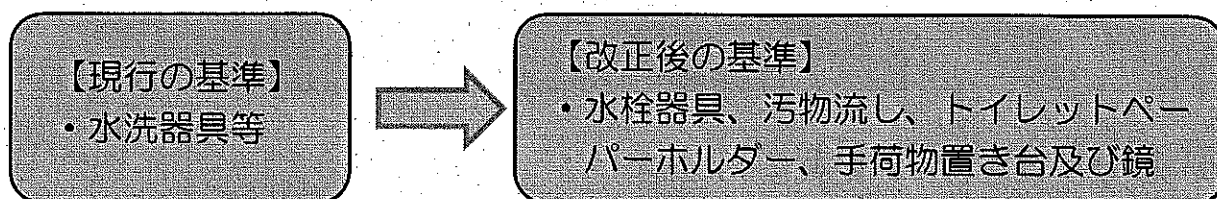
「バリアフリー法」の改正及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂に伴い、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」（以下施行規則）を改正し、平成25年7月1日に施行します。

なお、平成25年7月1日以降に工事着手する特定施設が対象となり、主な改正内容は以下に示すとおりです。

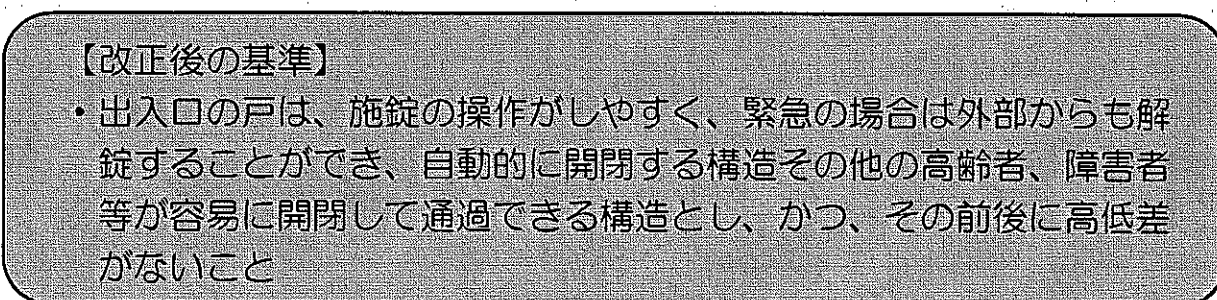
【整備基準の追加及び変更】

1 建築物

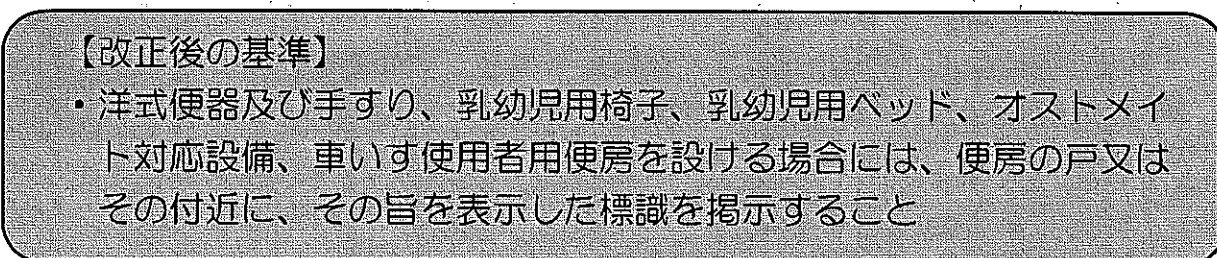
(1) 便所に設けるオストメイト対応設備の基準の変更



(2) 車いす使用者用便房の戸の基準の追加



(3) 便房内に設ける設備の表示の基準の追加



2 道路(努力義務)

- (1)歩行者の交通量が多い歩道及び自転車歩行者道の幅員の基準の追加
- (2)歩道及び自転車歩行者道の横断勾配の基準の追加
- (3)道路に設ける「立体横断施設」等の基準の追加

3 公園(努力義務)

- (1)主要な園路に設ける段及び傾斜路の手すりの基準の追加
- (2)主要な園路に設ける傾斜路の縦断勾配、横断勾配及び踊場の基準の追加
- (3)公園の便所に設けるオストメイト用設備の基準の追加及び変更
- (4)公園に設ける車いす使用者用便房の戸の基準の追加
- (5)公園に設ける「休憩所」等の基準の追加

II 特定施設整備計画届出書等の各種様式の変更

現行の様式について問合せ等が多いため、以下の様式を変更

「特定施設整備計画届出書」、「特定施設整備計画変更届出書」、「適合状況項目表」、「適合証交付請求書」、「実施状況報告書」の変更

適合状況項目表の記入方法

【現行の様式】

【1 敷地内の通路】		整備の状況	基準に
整備基準			
不特定多数	1 表面を滑りにくく、平たんにする。	○・無	
	2 排水溝のふたきつえ等が落ち込まないものとする。	○・無	
	3 段がある部分は、【4 階段(不特定多数の者	右・無	

整備の状況欄に○又は斜線を記入する。

【改正後の様式】

【1 敷地内の通路(屋外)】		整備の状況	
整備基準			
1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する経路の有無 (ない場合は、2～22は記入しないこと。)		□有・□無	
2 表面を滑りにくく、平たんにする。		□有・□無	
3 横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャ		□排水溝がない	

整備の状況欄の□にレ印を記入する。(○や斜線は記入しない。)

どうやって届出するの？

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。



人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先

愛知県建設部建築局住宅計画課街づくり事業グループ

TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145 HP <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>

特定施設を建築する場合は特定 施設整備計画届出書の提出が 必要です！

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(以下条例)では、特定施設を建築する際に、特定施設整備計画書の届出と整備基準の遵守が義務づけられています。

特定施設とは？

多数の者が利用する施設です。

例えば…

- ・病院や診療所
- ・老人ホームやデイサービス
- ・物品販売店
- ・飲食店や喫茶店
- ・美容院やクリーニング取次店
などサービス業を営む店舗
※住宅に併設する場合も同様です。
- ・学校
- ・大規模な共同住宅
- ・大規模な工場や事務所

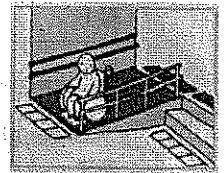
特定施設は、
整備計画届出書の提出が必要です

整備基準とは？

不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

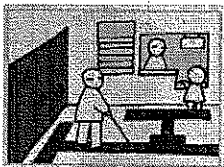
●アプローチ

高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。



●出入口

建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



その他に
様々な整備基準があります



**整備計画届出書の未届出及び整備基準が遵守されていない場合は、
条例違反となります。**

どうやって届け出るの？

特定施設整備計画届出書は、工事着手の30日前までに、施設所在地の市町村の建築担当窓口へ提出してください。

人にやさしい街づくりに関する問い合わせ先
愛知県建設部住宅計画課街づくり事業グループ
TEL 052-954-6590 FAX 052-961-8145
HP <http://www.pref.aichi.jp/jutakukeikaku/>

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市内の具体的な届出等については、それぞれの市へお問い合わせください

○特定施設を新築若しくは新設、増築又は改築（用途変更をして特定施設にすることを含む。）する場合は届出が必要です。（特に、印をつけた特定施設は届出を忘れないよう注意してください。）

特定施設（規則第3条）

種類	該当号	用途等	規模
建築物	1号イ	学校その他これに類するもの	全部
	1号ロ	博物館、美術館又は図書館	全部
	1号ハ	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場又は遊技場	全部
	1号ニ	病院、診療所、助産所又は施術所	全部
	1号ホ	社会福祉施設その他これに類するもの <small>グループホームも対象</small>	全部
	1号ヘ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	全部
	1号ト	公会堂又は集会場	全部
	1号チ	展示場	全部
	1号リ	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	} 店舗併用住宅も対象
	1号ヌ	飲食店、喫茶店その他これらに類するもの	
	1号ル	理髪店、クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するもの	全部
	1号ヲ	公衆浴場	全部
	1号ワ	ホテル又は旅館	全部
	1号カ	火葬場	全部
	2号	共同住宅	50戸超又は 2,000㎡以上
	3号	工場	2,000㎡以上
	4号	国、県、市町村等の事務所	全部
	5号	銀行その他の金融機関の事務所	全部
	6号	事務所（第2号及び第5号の事務所を除く）	2,000㎡以上
	7号	公衆便所	全部
その他	8号	地下街その他これに類するもの	全部
	9号	道路（高速道路等を除く）	全部
	10号	公園、緑地その他これらに類するもの	全部
	11号	鉄道駅、軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル又は 航空旅客ターミナル施設	全部
	12・13号	駐車場法等による駐車場	全部
住宅施設	14～16号	一団地の住宅施設等	50戸以上

適合証をゲットしよう!

人街条例適合施設は 適合証の交付請求をしましょう。

- 工事完了後、条例の整備基準に適合する特定施設については、下記適合証の交付を請求することができます。
- 適合証の交付を受けた施設については、ホームページなどで紹介します。
- 適合証の交付を受けた場合は、施設の入口や受付付近など、目立つ位置に適合証を掲示しましょう。
- 適合証は、プラスチック製のプレートまたはガラス窓等に貼り付けることができるシールのどちらかを選択することができます。

【提出書類】

適合証交付請求書(規則様式第5)
適合状況項目表(規則様式第2)
⇒愛知県建設部住宅計画課ホームページより入手できます。

【提出先】

各市町村の建築担当窓口

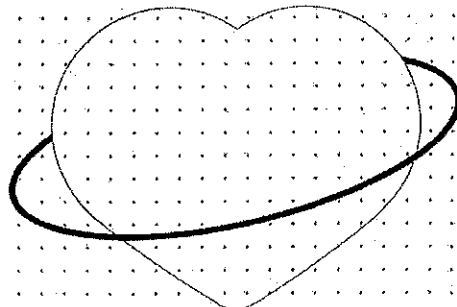
【提出部数】

正本1部

【申請手数料】

無料

人にやさしい街づくりの推進に関する条例



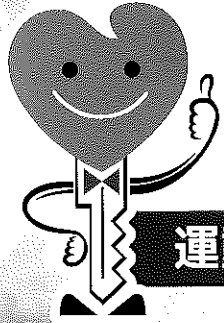
適合証

愛知県

お問い合わせは各建設事務所まで



安全なまちづくり 県民運動

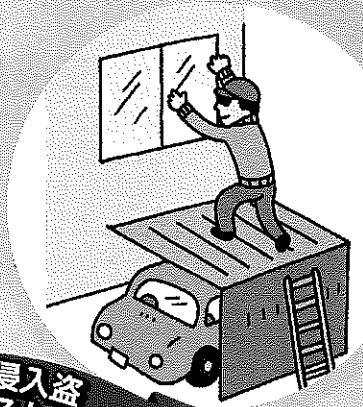


運動期間 平成 30 年 8 月 1 日 (水) ~ 8 月 10 日 (金)

住宅を対象とした 侵入盗の防止

年間取組事項

窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう！



STOP 住宅対象侵入盗
脱フースト1位

自動車盗の 防止



ハンドル固定装置、ナンバープレート盗難防止ネジ等の盗難防止装置を複数組み合わせると効果的です。

特殊詐欺の 被害防止



メールやハガキに記載された連絡先には、絶対に電話をしないようにしましょう！

子供と女性の 犯罪被害防止



大人が見守り、子供を危険から遠ざけましょう！
防犯ブザーを携帯し、いつでも使える状態にしましょう。

夏の安全なまちづくり県民運動

運動期間 平成30年8月1日(水)～8月10日(金)

愛知県
安全なまちづくり
スローガン

犯罪に
あわない

犯罪を
起こさせない

犯罪を
見逃さない

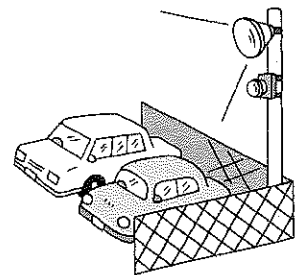
○住宅を対象とした侵入盗の防止【年間取組事項】

- ・短時間の外出・在宅中・就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- ・窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- ・留守がわからないように、新聞や郵便物、洗濯物を放置せず、夕方方の外出時は門灯や室内灯をつけておきましょう。
- ・センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- ・「CP 建物部品」でドア・窓・面格子を強化しましょう。
- ・不審者を寄せ付けけないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。
- ・全身黒ずくめで目出し帽をかぶっていたり、他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や、同じところを何度も通行する不審車両を見かけたときは、警察へ通報しましょう。



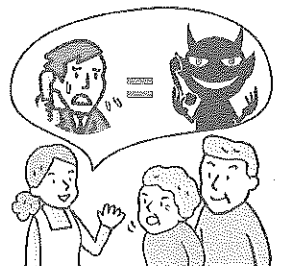
○自動車盗の防止

- ・車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロックをする」を徹底しましょう。
- ・車両にはイモビライザ、ハンドル固定装置、ナンバープレート盗難防止ネジ、タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。
- ・照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。



○特殊詐欺の被害防止

- ・保険料や医療費等の還付金を ATM で返還手続きをすることは絶対にありません。
- ・子供や孫から「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認するなど、必ず正しい連絡先を自分で調べる習慣を持ちましょう。
- ・お金の要求には、「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送等しない」を徹底しましょう。また、キャッシュカードの暗証番号を第三者に伝えたり、カードを渡したりしないようにしましょう。
- ・有料サイトの閲覧未納料等を請求するメールや「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題するハガキに記載された連絡先には、絶対に電話をしないようにしましょう。
- ・言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきりません）。
- ・電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。



○子供と女性の犯罪被害防止

- ・子供を1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・防犯ブザーや笛（ホイッスル）を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。
- ・なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- ・スマートフォン等を操作しながら歩くと、注意が散漫になるのでやめましょう。

